

リスト

1975.2.1 (No.580)

原子力行政と体制の問題

神奈川大学経済学部教授
川上幸一

原子力船「むつ」の問題を契機に、原子力行政の欠陥がいろいろと論議されており、原子力行政や体制の欠陥はこれまでにもしばしば問題になっており、しかも大した結果を生まずに、論議がいつかも尻っぽみになるのが通例であった。

このように原子力の体制論議が慣習的になつていているのは、昭和三〇年に原子力行政のワク組を決めたさいに、活潑な論争が行なわれたものの、結局不満足な体制が採られたことにその原因がある。そのため、その後も事あるごとに体制の欠陥が問題になり、体制の中心である原子力委員会の弱体が言われ、また事実、体制に原因するトラブルがしばしば生じたのであるが、その欠陥を是正しようとする、コンセンサスの形成は容易でなく、改革への抵抗がきわめて大きいのが実情であった。原子力の体制問題はこう

1

いう過去のいきさつを踏まえた上で論じなければならないが、原子力行政が最初のスタートから問題を内蔵し、しかもそ

の解決がきわめて困難であった理由は、ごく概念的にいえば、原子力という新技术の管理が既往の行政概念になじみにくいために帰せられよう。つまり、原子力の体制問題は既往の行政技術的な発想の域をこえて、まず原子力という技術の研究・開発・利用にふさわしい体制はどうあるべきかという、基本的なワクソフイから出発しない限り、現象的な欠陥を

の論争を想起しながら要約すると、ほぼ次のようになる。

1 原子力委員会は総理大臣の諮問機関であつて、「原子力の研究、開発およ

び利用に関する事項について企画し、審議し、決定」(原子力基本法第五条)し、総理大臣はその決定を尊重する。

2 原子力委員長は科学技術庁長官がこれを兼ねる。

3 原子力委員会には専属の事務局を置かず、その庶務は科学技術庁原子力局が行なう。

この三つの性格規定のなかに、原子力委員会の体制上の問題はすべて含まれて

いる。その問題点を明らかにするには、順序としてまず、現行の制度のワク組から見て行こう。現行の制度は昭和三〇年に原子力三法(原子力基本法、原子力委員会設置法、総理府設置法の一部改正法)によって決められたまま、今日までほとんどその大綱は変わっていない。その

関する最高の企画・立案・決定機関とする。

2 その執行は科学技術本部(科学技術庁と違ひ省レベル)原子力総局に行なわれる——原子力委員会がその執行を命ぜる。

3 科学技術本部総裁を委員に加える

が、委員長は委員の互選とし、特別の権限をもたない座長的性格とする。

4 専属の事務局をおくる。

この案と現行の体制とを比較すれば、この当初案は原子力委員会に諮問委員会よりも強力な権限を与え、専属の事務局を置いてはつきり原子力総局の上位に位置づけ、むしろ行政委員会に近い性格を意図したこと示している。しかも科学技術本部が省レベルであるから、それに伴つて原子力委員会の地位も高められていた。この行政委員会方式は学界などの支持で有力になり、その権限も「企画・立案・実施」ということに書き改められ、最後は議会の合同原子力委員会案として閣議決定にまで持ちこまれたのであるが、土壇場で自由民主党内から異論が出て、結局現行の諮問委員会方式が採られることになった。科学技術庁長官が単なる委員の一員から委員長に格上げされ、原子力局が原子力委員会の庶務をうけもつことになったのは、すべて諮問委員会案が採られた結果で、科学技術本部の府への格下げとともに、明らかに原子

は、行政委員会案の目標であった「技術格差の解消」ができなかつた点に、最も顕著にあらわれた。とくに研究開発計画の遅れは、昭和三八、九年ころ、日本原子力研究所の行詰りとなつて表面化し、原子力委員会の指導性の弱さに向けられたが、当時の事情はもう少し複雑で、一方では産業界による発電炉（軽水炉等）技術の導入が進められており、この技術導入路線と原子力研究所などの国の研究開発計画との間に有機的関連がなかつたこと、言いかえれば、産業界をふくめた原子力発電の統一的な政策目標を、原子力委員会が樹立し切れなかつたところに真の問題があつた。つまり、諮問機関の原子力委員会では産業界の独走を防ぐことができず、その結果自主的研究開発の低迷を招いたわけである（注）。

（注）原子力委員には産業界（財界）の代表も加わるから、その影響力で原子力委員会自体が技術導入路線にはするという間題もあるが、議論が複雑になるのでここではそのことは触れない。

員会（米、仏）ないし開発公社（英）による一元体制をとっている諸外国との大きな相違点であった。こういう分散体制は原子力委員会が諮問機関であることの当然の結果ともいえるが、これらの研究開発機関は行政的には原子力局の管轄下にあり、政策や予算を決定する原子力委員会とはいわば片肺的な結びつきしかない点が問題であった（第一図参照）。分散体制の場合、むしろ中核機関の強力なリーダーシップが不可欠であるから、この面でも原子力委員会の諮問的体质は問題を加えたわけで、その当否は別として、当時これららの研究開発機関を打って一丸とした開発公社案が主張された理由もその点にある。

このような研究開発の強力推進、そのための「原子力委員会」体制の強化の問題は、今日まで解決を見ずに存続しており、ある意味では問題が拡大されている。原子力研究所の紛争以後、日本の動力炉開発計画は曲りなりにも策定され、動力炉・核燃料開発事業団（昭和四二年設立）に国、産業界、大学の力を結集する形で計画が進められているが、一〇年、二〇年の歳月と数千億円ないし数兆円の巨費を要するこの大事業は、その資金分担（政府—民間）、予算支出方法（財政制度の問題）、立地問題などの難問をかえ、自主開発の、完遂のめどはまだ立

端におわり、将来の動力炉をふたびは技術導入に依存することになれば、技術進歩と大容量化が不斷にすすむ原子力のとうな大型技術について、日本は技術格差の解消を永久にあきらめねばならない境遇に陥るだろう。

さらに問題は今日の原子力発電についても提起されている。今日の原子力発電はアメリカ型の軽水炉を採用しているが、この炉は上述のように技術導入され、国内での研究開発態勢の裏付けがなされ、いま、アメリカの大容量化の進行を止め、大容量、大量の建設計画が進んできた。これに対して炉の安全性を中心に、その実証性、信頼性に対して住民サイドから疑問が投げられているのが今日の状況であり、住民サイドの意見を集約した「六十人の証言」（昭和四八年九月）から安斎育郎氏の証言を引用すると、日本の原子力発電は自主的エネルギー開発か、軽水炉は実証技術か、アメリカの規制措置の後追いではないかなど、炉の実証と安全規制をもっぱらアメリカの開発や運転経験、およびアメリカ原火力委員会の安全評価に依存している現状に批判が向けられている。

この批判が今までの原子力発電政策、とくにその技術的确立の問題に向かはれ、したがって原子力委員会の研究開発面の指導性に疑問を投げていること

言うまでもない。その意味でこれは原子力行政の最初の論争以来の、原子力委員会の権能の低下、それによる研究開発計画の遅れ、技術格差の解消の失敗という、現行体制の今日までの実績に対する評価を問うている。とくに軽水炉については、産業界の独走もあって、財務当局が技術導入炉への研究開発予算の支出を渋ったこと、原子力委員会にも財務当局を動かすだけの意欲と力がなかつたことが、安全面の実証のアメリカ全面依存という今日の事態を招いたもので、この面からの原子力行政への要求は、やはり研究開発の強力推進、自主技術確立への指導力、したがって「原子力委員会」体制の強化という、当初の論争以来の方向に向けられていることに留意しておこう。

問題をつきつめると、現行の体制が推進と規制の二重の役割をはたしているという、二重機能あるいは自己規制の問題に行き当たる。

は、原子力技術の研究開発から、いわゆる六千万K.W.(昭和六〇年)原子力発電計画の推進という、電力ないしエネルギー政策機関の役割まで背負いこみ、他方では放射能基準の設定、炉の安全性審査、施設の立地・環境安全の規制もうけ負っているが、開発当事者によるこのセールフ・コントロールに国民の不信の根源があることはほとんど異論の余地がない。原子力の安全行政は、安全審査から電力会社による環境モニターまで、すべて当事者による自己規制の建前が一貫し、第三者機関ないし国民(住民)によるチェックのルールは全くない。前出の「六十人の証言」が安全審査記録の全面公開や民主的公聴会の開催を要求しているのもそのためである。

去の実情のままに進められてきたのが過
が怪しまれなかつたのも、そうした一般
産業の実情が背景にあつたからであつ
た。ということはまだ、原子力の安全行
政の改革が単なる原子力の問題には止ま
らないということであり、環境保全のた
めにどういう民主的な事前規制の体制が
採られるかは、全産業のモデル作りとい
う意義を帯びているわけである。

いまこの改革を第三者規制＝自己規制
の廃止の方向で考えると、原子力委員会の
推進と規制の機能を分離する以外に方
法はない。分離の方法には基準制定機能
の分離、環境安全規制の分離、あるいは
完全な規制部門の独立などのいくつかの
段階が考えられるが、いずれにしても機
能分散の方向であり、当初論争以來要求
されてきた“原子力委員会”体制の強化
の方向とは、一見矛盾することに注意し
なければならない。事実決して強力では
ない今の体制、とくに安易な自己規制の
安住してきたため、スタッフ能力の乏しい
今の規制部門を、第三者規制という大義
名分のために単に分離して見ても、民主
的な安全行政の遂行は到底期待できず、
機構いじりのそしりを受けるだけに終る
公算が大きい。

5

実し、公聴会などで住民の疑問や主張に十分対応していくだけの能力と体制をととのえることが先決である。また安全面のこの行政責任の遂行は、安全性に關する研究開発の裏付けなしには不可能なことであり、その拡充強化が並行して行なわれねばならない。そのいずれも短時間の整備は本来むずかしい問題であり、原子力委員会が長期的な見通しにもとづいて、安定的にその指導性を發揮したことなかったという、現行体制の功罪が問わかれていることは否定できない。

現行“原子力委員会”体制の強化の要求につながっている。もうひとつは安全行政の民主化に関連して、現行の自己規制体制をどう改めるか、第三者規制をどういう形で導入すればよいかの問題であるが、この改革は前者の強化要求と矛盾しない形で、つまり行政能力を弱めないで行なわれる所以でなければ意味がない。

体制強化の要求については、なぜ体制の強化が必要であるかのコンセンサスがまず必要であろう。言うまでもないが、原子力発電計画を推進し、エネルギー需要を満たすというような高度成長式発想から出発するのは、なぜ今日まで体制論争が繰り返され、論争の実りがないまま現在の行詰りに至ったかの反省と認識をまったく欠いていることになる。体制の強化が必要な理由を、過去の経緯と現在の状況に照らして要約すれば、次のようにになるであろう。

1 十数年の経験が示すように、技術導入路線に立脚し、実証性、信頼性を外国の研究開発や経験に依存する形では、原子力利用（実用）に対する国民のアクセプタンスは得られない。たとえ導入技術であっても、その安全性を自ら実証し、国民の信用を得るに足る自主的な研究開発体制をととのえるべきであり、原子力委員会はその体制をバックに、新炉型や新利用の実用について、国民的立場から明確にその可否の判断を下さねばな

らない。しかし、たとえば産業界の独走勢を抑えて原子力委員会がこの役割をはななすには、法制上の何らかのプライオリティがなければ不可能である。

2 以上の実行は長期的に見ると、採
用炉の研究開発計画〔動力炉開発計画〕²⁾
の成否にかかっているが、技術導入本質で
の日本ではその遂行は容易ならぬ事業で
ある。たとえば研究開発の不確定要因が
十分認識されず、適切な予算計上が行な
われないのは、財政制度自体の技術導入
本質にその原因がある。また自主技術開
発への自信のなさから、あるいは資金分
担の不公正さから、動力炉開発への産業
界の協力姿勢がぐらつくのをどう食いし
めていくか。これらの障害の克服は明瞭
に全政府レベルの問題であり、いまの
原子力委員会体制ではその力に余る。

だけ内閣レベルに問題を持ち上げるのでなく、紛争をおこさないためにこそ、原子力問題の行政レベルを恒常にあげておくべきである。

4 そのほか、軍事利用の防止（安全保障）という原子力特有の問題もあり、日本は原爆被災国であるから、原子力利用に対する国民の監視はとくにきびしい

大臣もその決定を尊重する——を一步す
る。
すめて、財務上、行政上の独立性を認め
る何らかの実質規定を設けるべきであ

しる当面は、現在の機能の拡充を急ぎながら、設置・運転手続、諸規則作成に関して、公聴会などによる国民参加、第三者チェックを実現していくことが、現実的な解決策のように思われる。要は公開の原則（原子力基本法）に従って、すべての行政手続を国民の前にさらけ出し、時間をかけて安全性のコンセンサスの形成に努めることである。

（かわかみ・こういち）

究開発諸機関（分散体制）との強力な連
結も期待できるが、体制がここまででき
上った現在、その移行が円滑にできるか

は慎重な検討が必要である。また、行政委員会がわが国の慣習になじまないといふ相かわらずの反論が予想されるが、既往の官僚制度を前提に物を考えるのでなく、寡占、公害、技術開発などの諸問題

との関連で、行政がどのような脱皮の方
向を迫られているかを見究めることが肝
要である。

以上は改革の方向を示すための例示の域を出ないが、要は原子力問題を国民的レベルの問題としてとらえ、全政府レベルで処理していくだけの認識と決意を政策がもてるかどうかにすべてはかかっている。

最後に安全行政の民主化の問題が残つ

さらには原子力利用、とくに原子力発電の国民による受け入れは、これから大型技術や産業の立地、環境保護規制に関する政府の明確な方針がなければ望めない。原子力はいわばその先導産業であり、モデル産業であるという認識に立てば、政策上のプライオリティをより明確にする必要性は明らかとなる。原子力施設の立地は国の農・漁業政策とともに連があり、「むづ」問題のような複雑な議論が、からみ合っている。紛争が生じたとき

1 科技庁長官の原子力委員長兼任をはずし、総理大臣への直結を明確にす。それによってひんばんな委員長交代がなくなり、安定した長期的施策の推進の可能性が生まれる。その場合閣議との連絡が失われるが、代案として原子力閣僚会議を設け、原子力委員長を会議に参加させるなどの方法がある。総理大臣への直結は、あくまで原子力技術＝産業の全産業的、全経済的意義の認識にも

以上の関連で、行政がどのような脱皮の方向を迫られているかを見究めることが肝要である。

以上は改革の方向を示すための例示の域を出ないが、要は原子力問題を国民的レベルの問題としてとらえ、全政府レベルで処理していくだけの認識と決意を政策がもてるかどうかにすべてはかかる。いる。

最後に安全行政の民主化の問題が残つ